

令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立て

異議申し立て補充書（1）

— 法定ビラ第2号の違法性について —

2021年3月26日

西東京市選挙管理委員会 御中

異議申出人総代

山口あずさ

1. 公職選挙法と表現の自由について

佐藤幸治教授は、その著書「憲法」（青林書院）のなかで、選挙の自由と公正について、「選挙がその本来の意義を発揮するには、有権者が必要かつ十分な判断資料に接することが必要であって、その意味において言論・出版などを通じての選挙運動の自由が不可欠となる。しかし、他面、選挙運動が全く放任されると、腐敗が生じ、あるいは財力によって不当に支配されるおそれがあることから、一定の調整が必要となる。」とし、選挙運動の規制について列挙したのちに、「これらの規制は、その幅および深度において、表現の自由に対する著しい制限であって、選挙の自由と公正の調整という枠をはみ出して、規制に傾斜しすぎていないかが問題となる」と述べている。

また、元最高裁判事でもある伊藤正己教授はその著書「憲法」（弘文堂）のなかで、「選挙においては、選挙人である国民にとって、

自己の判断に必要な資料ができるだけ豊富に提供されることとともに、被選挙人たる候補者にとって、自己の政治的立場が十分選挙人に理解されることが望ましい。選挙運動の自由はその要請から生まれた原則であり、その自由の保障は、民主政治の基礎を支えることであるといっても過言ではない。しかし、過去の体験も現状も、選挙運動には腐敗が生じ、あるいは多額の費用を必要とし、選挙の公正さを保つためにはある程度自由な活動を制限せざるをえなくさせている。＝略＝公職選挙法は、憲法四七条をうけて、選挙に関する事項につき詳細な定めをしており、＝略＝選挙運動の自由については、その第一三章に多くの規定を置き、種々の規制を加えている。」さらに文書図画の頒布・掲示について「文書図画などの印刷物の頒布や掲示により候補者およびその支援者は、選挙人に向けて判断の資料を提供することができ、その行為もまた選挙運動の有効な方法であるばかりか、憲法二一条の強い保護をうけるべきものである。しかし、公職選挙法は「選挙運動のために使用する文書図画」の頒布・掲示について、文書図画の種類、枚数、形状などを限定する詳細な定めをして、それに該当しないもの一切を禁止の対象とし、また、すべての人に対し、選挙期間中、それらの禁止を免れるような行為を厳しく制限している。これらの規制が二一条の表現の自由の保障に反するとして争った事件はいくつかあるが、最高裁判所は、一貫して、それを公共の福祉のため憲法上許された必要かつ合理的な制限であるとの判断をとっている。」

上記のように公職選挙法（以下、法）は表現に関して著しい規制をしており、その規制にのっとった形での表現をすることが求められている。

2. 法定ビラについて

法は第201条の9に於いて、市長選挙における政治活動の規制を規定しており、第1項で政党その他の政治活動を行う団体に対し、ビラの頒布等につき、「市長の選挙の行われる区域においてその選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り、これを行うことができない。」とまず包括的に禁止し、ただし書きで、「政党その他の政治団体で所属候補者又は支援候補者を有するものが、次の各号に掲げる政治活動につき、その選挙の期日の告示の日から選挙の期日の前日までの間、当該各号の規定によりする場合は、この限りでない。」とした上で、第6号に「ビラの頒布(散布を除く。）」については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出たもの二種類以内」と規定している。また、第3項では、「第1項ただし書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令で定めるところにより、所属候補者又は支援候補者の氏名を記載し、支援候補者については当該政党その他の政治団体の支援候補者とされることについての本人の同意書を添え、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。」と規定している。

「明日の西東京を創る会」はこの規定に基づいて、西東京選挙管理委員会に届け出がなされた、池澤たかし候補（以下、池澤候補）の確認団体である。

また、法第201条の13は、第1項は、「政党その他の政治活動を行う団体は、各選挙につき、その選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に限り、政治活動のため、次の各号に掲げる行為をすることができない。」とし、第2号で「いかなる名義をもつてするを問わず、掲示し又は頒布する文書図画に、当該

選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載すること。」と規定している。逐条解説「公職選挙法 下」（ぎょうせい）には、「たとえそれが選挙運動のためのものではなく、政党その他の政治活動を行う団体の純然たる政治活動のためのものであっても当該選挙区の特定期候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することは、選挙運動用文書図画の脱法手段として利用されるおそれがあるので、これをも禁止しようとするものである。」との解説がある。もっとも、実状としては、選挙運動に活用されていることは間違いのない事実と考えられる。

加えて、法第201条の11は第5項後段に「本章の規定によるビラには、その表面に当該政党その他の政治団体の名称、選挙の種類及び本章の規定によるビラである旨を表示する記号を記載しなければならない。」と規定している。

法定ビラ第2号（甲第10号証）は、西東京選挙管理委員会に届け出られてその確認を受けた「明日の西東京を創る会」によって、西東京市長選挙における特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載することなく、①政治団体の名称、②選挙の種類及び③公職選挙法の規定に沿ったビラである旨を表示する記号が掲載されていた。

そして、これらの要件を満たすため、法定ビラ第2号には、

- ①明日の西東京を創る会
- ②西東京市長選挙
- ③法定ビラ第2号

と記載され、さらに続けて、下記の文言が付記されていた。

（このビラは公職選挙法の規定に沿って届け出たビラです）

憲法21条第2項前段で「検閲は、これをしてはならない。」と、

検閲が絶対的な禁止とされていることから、選挙管理委員会は上記①から③の要件に加えて、特定の候補者の氏名がないこと、また氏名を類推させることがないことのみを確認したと考えられる。

もちろん、公職選挙法の規定に沿って届け出たという行為をもって、いかなる内容のビラであっても合法ということとはできない。法定ビラの外形的な要件を満たすことは、内容が合法であるかどうかの判断とは別である。

なお、これまでの選挙の慣習から、候補者を彷彿させる文言、すなわち西東京市の副市長経験者である池澤候補であれば「前副市長」、また、西東京市長選挙において対立候補となった逗子市長経験者である平井竜一候補（以下、平井候補）であれば「前逗子市長」については、その使用が許されることが暗黙の了解とされていたと考えられる。

3. 法定ビラ第2号の違法性について

明日の西東京を創る会の配布した法定ビラ第2号は、選挙の公正を著しく害し、選挙人の判断をまどわせることとなった。市長選挙における選挙人の投票行動は、選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われなければならないところ、事実をゆがめた情報を、選挙管理委員会に単に届け出たことを持って合法であるかのように装い、加えて、候補の氏名の記載がないことについても、公職選挙法で禁じられているから記載しないと明記することにより、法定ビラ第2号があたかも合法であるかのように装っていたのである。これらの合法を装う行為は、法定ビラ第2号の悪質性を増すことになると考えられる。

なお、本件については、西東京市議会において縷々追及がなされ

ているが、池澤候補を応援した市議からは、法定ビラ第2号に記載された事項が、選挙人に対し有用な情報であったとの発言もなされており、問題の根は非常に深いと考える。

このような内容のビラが、法定ビラとして届け出ることにより、合法とされるのであれば、もはや、公職選挙法は意味をなさないことになる。

以下に法定ビラ第2号の違法性を詳細に述べる。

3-1 公職選挙法235条は虚偽事項の公表罪についてであるが、その第1項は「当選を得又は得させる目的をもつて公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（＝略＝）に関し虚偽の事項を公にした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。」と規定し、第2項は「当選を得させない目的をもつて公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。」として、当選を得るために自らの虚偽事項を公にするよりも、他の候補者を落選させる目的で虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者に対し、一層重い量刑を課している。

3-2 法定ビラ第2号は、その表面に「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」と大書されている。背景に用いた色は濃いブルーであったが、選挙戦を通じて、平井候補はブルーをテーマカラーとして用い、池澤候補はグリーンをテーマカラーとして使用していた。ちなみに、明日の西東京を創る会の法定ビラ第1号（甲第9号証）はグリーンを基調として作成され「新しい市長には前副市長を」と記載されて、その他のスペースは裏面も含めて政策の提示であり、通常選挙で用いられる良

識的な構成となっている。

池澤候補の確認団体である明日の西東京を創る会が作成した法定ビラ第2号は、その裏面に逗子市に関する新聞や公的文書の引用を7つ配置しており、池澤氏本人の政策や経歴を表現するものではなく、もっぱら、前逗子市長の平井候補に関する事項を表現するものであった。

そしてその内容は、市長候補として立候補していた平井候補の落選を目的としたものであったことが見て取れる。

3-3 表面に大書された「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」という記載を受けて、裏面には7つの記事が引用され、「失敗」を印象づける構成となっている。

2月22日提出の「令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立て」に6つの記事について記載したが、今回、証拠提出した東京新聞の記事（甲第8号証）について、以下に確認する。法定ビラ第2号裏面にピン止めされたように表現されたこの記事の引用は、「逗子市の市長は、29日の定例会見で、来年度の一般会計当初予算案について、（中略）「約7億円の財源不足になる」と述べ、市の財政が過去20年で最悪の状態に陥っているとの認識を示した。出典：東京新聞 2017/8/31 付け」と記載されている。原典を確認すると、この記事のタイトルは「本年度と同規模なら「7億円の財源不足」と記載されており、引用の中で「（中略）」とされた部分の中身を見れば「本年度並みの収入で同規模の予算を組めば」との記載がある。

今回提出した東京新聞の記事は、日付が誤っていたようで、2017年8月30日のものであったが、それは単純な誤りとして、「本年度と同規模なら」あるいは「本年度並みの収入で同規模の

予算を組めば」といった前提条件を割愛し、単に「7億円の財源不足」と記載しているのである。引用の文面自体を眺めれば、確かに元の記事に書いていることがそのまま抜き出されていると言えなくはないが、前提条件を抜きに単に「7億円」という大きな金額が不足するという文言が、有権者の目にはどのように映るのだろうか。西東京市の選挙人は、平井候補に関し、まさにゆがめられた事実を目にすることになったのである。

法定ビラ第2号裏面には、逗子市での平井市政時代の「失敗」を強く印象づけるための意図的な引用がなされている。この東京新聞の記事もそうであるが、他の記事も、背景事情が詳しく書かれたり、削られた予算に対し削られなかった予算についても言及されたり、予算が厳しい中での葛藤が記載されているのである。

すなわち、7つの記事の引用をピン止めされたメモのように表現した法定ビラ第2号裏面は、「失敗」を印象づけるための創造性を有し、全体として事実をゆがめたという事実が見てとれる。

3-4 加えて裏面下段には「西東京市のまちづくりは、西東京市民の手で！共産・左翼に市政を渡すな！！」と記載されている。

市長選挙の候補者には、特に住所要件はないが、一般に、地元の間人であることは選挙において有利だと考えられている。池澤候補は西東京市生まれの西東京市育ちであることを、選挙戦を通じて強くアピールしていたものであり、これに対し、平井候補に対し、西東京市民ではないという印象付けを行ったものである。もっとも証拠提出したように、平井候補は選挙の前に住民票（甲第13号証）を移し、西東京市民となっていたものであり、西東京市民ではないという記述は虚偽の事実であった。

加えて「共産・左翼」という文言からは、極端な左翼思想の持

主であるというような人物像が浮かんでくるが、平井候補には、そのような極端な左翼思想を抱いていたという事実はない。

- 3-5 法定ビラ第2号は、選挙管理委員会の確認がなされたのが2月4日であり、翌日5日にポスティングがなされ、翌々日6日に新聞折込み（甲第22号証）がなされている。選挙戦終盤になって西東京市内に全戸配布され、公にされた。

4 違法性阻却事由があるか

現代社会における表現の自由の意義について伊藤正己教授は「民主主義の政治は、国民の自由な意見の交換により国の意思が決定されていくことを建前としている。そこでは表現の自由が不可欠の条件となっているのである。（＝略＝）表現の自由の保障は、本来、人々が自由に意思を交換し合い、自らの意思を形成できる状態が保たれていることを全体としている。これを「思想の自由市場」と呼ぶ。」（「憲法」弘文堂）としている。

なお、事前抑制の原則的禁止の法理について、佐藤幸治教授は「事前抑制とは、広義においては、表現行為がなされるに先立ち公権力が何らかの方法で抑制すること、および実質的にこれと同視できるような影響を表現行為に及ぼす規制方法をいう。この方法は、①情報が「市場」に出る前にそれを抑止するものであること、また、②手続上の保障や実際上の抑止効果において事後規制の場合に比べて問題が多いこと、から、憲法による「表現の自由」の保障には、事前抑制の原則的禁止が含まれるということは一般に承認されている。」とし、「届出制の場合は、許可制と違って行政官の恣意的裁量の働く余地はない」（「憲法」青林書店）と述べている。

今回、西東京選挙管理委員会が法定ビラ第2号について、何らか

の意見を述べることをせず、届け出を受理したのはまさに届出制であったからであり、また、制度設計として、①政治団体の名称、②選挙の種類及び③公職選挙法の規定に沿ったビラである旨を確認すれば、少なくとも、公職の候補者が確認した信用のおける団体が責任をもって作成しているビラであることだけは確かであり、違法性を事前に疑う必要まではないということだと考えられる。

しかしながら、今回、法定ビラ第2号は3で述べたような違法に事実をゆがめた内容を有するものであり、このような場合は、事後的にその違法を検証する必要がある。

ところで、本件は公職の候補者に関することであり、名誉棄損罪につき、公共の利害に関する場合の特例を規定した刑法230条の2の第3項の趣旨を勘案する必要があるだろう。すなわち、「公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があった」場合には、違法性が阻却されることになる。

選挙後の市議会での市議の質問等から、法定ビラ第2号記載の内容が、市民にとって有用な情報であったとの発言もなされていることから、法定ビラ第2号の内容が真実であったか、あるいは、真実と誤信してもやむをえないような事情があったかを以下に検討する。

3で述べたように、平井候補の逗子市政において、逗子市の財政が一定程度逼迫したという事実は、法定ビラ第2号に引用された記事の原文からもうかがい知ることができる。しかしながら、改めて他の資料を探索するまでもなく、これらの資料をすべて読めば、平井候補は逗子市長として、困難な状況の中で、削る予算、削らない予算を検討し、葛藤の中で逗子市政を運営していたことが見て取れ

る。また、この逗子市の状況が、逗子市に限ったことではないということも新聞の記事から読み取れるのである。

となると、これらの記事の引用に際し、内容が真実でないばかりか、引用者が真実と誤信したということもあり得ないことになる。法定ビラ第2号の制作者は当然に、これら引用された7つの文献の原典を参照しているはずであり、推測するに、もっと多くの文献を調べて、これらの文献を抽出するという作業を行っていたはずなのである。

すると、誤信したというよりは、ある一定の目的、すなわち平井候補の落選を目的として事実をゆがめた引用を意図的に行ったと考えざるを得ない。

本件において、違法性阻却事由は、その片鱗すらもないことが明らかである。

なお、本件はこれまでの公職選挙法の表現の自由に関する事件とは異なり、本来表現の自由を制限している公職選挙法の制限自体を逆手に取って、法定ビラの発行の要件を満たすことをもって、法定ビラ第2号の合法の要件を満たしているかのように騙り、加えて、自らの選挙を有利にするためにライバル候補の市場に流布されている情報から、その落選に役立つように情報を取捨選択して有権者に提供したことを、市民にとって有用な情報の提供であると今なお強弁し続けているのである。

この問題を放置することは、公職選挙法の立法趣旨である「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われること」（法1条）を、まさにこの法律の制限そのものによって自ら台無しにすることを認容することになる。このようなことを許せば、わたしたちの国の民主主義は崩壊してしまうであろう。

5 明日の西東京を創る会について

確認団体「明日の西東京を創る会」は前市長、丸山浩一氏の確認団体を、池澤候補が受け継いだものであり、住所及び代表者が2020年12月21日に届けられて変更されている。新しい住所は、西東京市北町2-4-26であり、新しい代表者は、指田純氏である。なお、指田氏は、現在西東京医師会代表でもある。

この確認団体が、法定ビラ第2号の発行についての責任を有することは明白である。

6 選挙結果への影響について

当選を果たした池澤候補と次点の平井候補の間には、わずか1514票の差でしかなく、ゆがめられた事実が公にされたことにより、選挙の結果に異動をもたらす虞があったことは明らかである。

7 刑事告発の必要性について

刑事訴訟法239条第2項において、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定されている。本件に於いて、法定ビラ第2号の違法性は明らかであり、貴西東京選挙管理委員会は、選挙無効の決定をするとともに、明日の西東京を創る会に対し、刑事告発をする義務を有すると考える。

以上